

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策について

1. 中間まとめ（令和3年12月22日文化審議会著作権分科会）（抄）

「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等」について、次のような「新しい権利処理の仕組み」による利用を可能とする。

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すること

2. 制度化の方向性及び主な論点・検討課題（例）

（1）新しい権利処理の仕組みの制度化

新しい権利処理の仕組みとして中間まとめに挙げられている①～③の方策等、様々な方策を組み合わせることで利用円滑化を実現させる必要がある。それぞれどのような仕組みが考えられるか。

以下、上記中間まとめや資料 5-1 にあるフローを経て、権利者不明又は意思表示等のない著作物を対象とすることを前提して検討する。

● いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること

諸外国において導入されているいわゆる「拡大集中許諾制度」のように、一定の利用場面（例：教育目的利用、デジタルアーカイブ等）において、利用者が使用料相当額を特定の管理事業者等に支払うことで許諾に相当する効果を与え、集中管理されていない他の著作物等の利用を可能とする仕組みの検討。

（論点例）

- 一定の要件を満たす特定の管理事業者等が、一定の利用場面において、自ら管理する著作権等のみならず、自ら管理していない著作権等についても利用許諾を与えることのできる仕組みを創設する場合の制度的論点は何か。

- 現行著作権法においてはきめ細やかな権利制限規定が整備されていることを踏まえ、補償金の有無や、補償金がある場合の指定管理団体等の運用上の実効性について留意しつつ、例えば、一定程度のニーズ及び補償金の徴収・分配を行う団体の設立双方を要件とする利用円滑化の仕組みなどは考えられるか。

- **窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること**

文化庁が一定の関与をする窓口組織又は特定の管理事業者等に、利用希望者が申請し使用料相当額を支払うとともに、当該組織等が公告等を行うといった手続をとることにより、利用又は暫定利用を可能とする仕組みの検討。

(論点例)

- 現行の著作権者不明等の場合における著作物の裁定利用類似の仕組みとして、文化庁長官ではなく窓口組織への申請、使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とする仕組みを創設する場合の制度的論点は何か。この場合の窓口組織への文化庁の関与はどうあるべきか。
- 著作権者等の意思を尊重しつつ、特定の利用場面に限定しない柔軟な仕組みをとることが可能か。その場合の制度的な課題は何か。
- 窓口組織による公告等の手続期間中の暫定利用を可能にしつつ、公告期間中に著作権者等が申し出ることにより、利用者による利用を終了させ、その後の利用継続は著作権者と利用者の契約によるものとする、といった仕組み等、どのようなものが考えられるか。
また、一定の期間や一定のプロセスを経て、暫定でない利用を認めることについてはどうか。

- **窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すること**

現行の著作権者不明等の場合における著作物の裁定制度について、制度自体を維持しつつも、利用者に代わり、利用者から申請を受けた窓口組織が裁定申請手続を代行する仕組みの検討。

(論点例)

- 裁定申請手続代行について、窓口組織の実現性や持続可能性の観点から、一定の手数料収入等を得て事業として取り組むことが考えられるが、弁護士法（第72条）、司法書士法（第3条・第73条）、行政書士法（第1条の2・第19条）における代理行為等の禁止との関係についてどのように考えるか。

例えば、代理行為ではなく、窓口組織が利用主体（本人）として申請するといった整理は可能か。

- 現行の裁定手続に指摘されている手続の煩雑さや供託手続の難しさといった運用改善をどう解決するか。

(2) 共通して検討すべき論点

○著作権者等が不明又は著作権者等と連絡が取れない場合（連絡を試みても返答がない場合を含む）

現行の著作権者不明等の場合における著作物利用については、「相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合」とされ、どの程度の探索の措置をとったかにより判断がなされている。

窓口組織やデータベースによる探索を取り入れることで、この要件を緩和することは考えられるか。

新しい権利処理の手続に窓口組織等による「公告」等の手続を課すことで、事前の利用者による「相当な努力」を軽減することも考えられるか。

○意思表示がされていない場合

「意思表示」については著作物やその流通形態により様々であり、また、「クリエイティブ・コモンズ」や「利用規約」による「意思表示」が一般的であることから、「意思表示」の在り方を限定したり、「意思表示」のみで利用条件や範囲が判別可能なものに限定したりすることなく、著作物を利用しようとする際に著作権者等へのアクセスが可能かどうかといった観点から検討してはどうか。

「意思表示」の有無については、市場にあるものやそうでないものなど、実態に応じ、窓口組織が客観的に判断することで一定の公平性・妥当性を担保してはどうか。

「意思表示」の有無の判断時点は、窓口組織が利用申請を受け、暫定利用を可能とする判断時点とすることが考えられるか。この場合、事後に意思表示がされた場合の扱いについてどう考えるか。

○オプトアウトの制度化

オプトアウトも「意思表示」の一種であるため、上記の「意思表示」があることをもって、実質的にオプトアウトとなると考えられるが、具体的な方法として、例えば著作権者単位による簡易で包括的なオプトアウトの仕組み（例：分野横断権利情報データベースへの掲載等）は考えられるか。

○「使用料相当額」

現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定利用では、使用料相当額の算定を利用者が著作権等管理事業者等への照会等を行い、その後文化庁長官が文化審議会の諮問を経て決めることとなっているが、利用者にとっては難しく、また、管理事業者等の無償

の協力が不可欠であるなど、課題が多いと指摘されている。これについては、窓口組織が権利者団体等の協力を得て中立的に決定することとしてはどうか。

○翻案等改変を伴う利用

新しい権利処理の仕組みにおける著作物の利用又は暫定利用について、現行の権利制限規定や著作権者不明等著作物に係る裁定制度においても一定の翻案等が認められていることを踏まえ、可能な限り対応できる仕組みとすべきか。

なお、同一性保持権については、やむを得ない改変等も含め、柔軟な運用が望まれるとの意見がある。

○その他

新しい権利処理の制度化を行った場合、制度化以前に創作・公表された著作物を対象とするべきか。著作物がいつ創作され、公表されたかについては判別が難しいが、制度化前後で切り分ける運用は可能か。また、新しい権利処理の対象となるかどうかの判断プロセスにおいて意思表示の機会を設けていくことが必要か。

【参照条文】 裁定制度における「相当な努力」の基準

●著作権法施行令（抄）（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（著作権者と連絡することができない場合）

第七条の五 法第六十七条第一項の政令で定める場合は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他著作権者と連絡するために必要な情報（以下この条において「権利者情報」という。）を取得するために次に掲げる全ての措置をとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他その保有するすべて全の権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつた場合とする。

- 一 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること。
- 二 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること。
- 三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

2 文化庁長官は、規定による定めをしたときは、その旨を官報で告示する。

●平成二十一年文化庁告示第二十六号（抄）

（広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料）

第一条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第七条の五第一項第一号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める刊行物その他の資料は、次に掲げるもののうち適切なものとする。

- 一 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの
- 二 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト
- 三 過去になされた著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース

（広く権利者情報を保有していると認められる者）

第二条 令第七条の五第一項第二号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める者は、第一号及び第二号に掲げるもの（過去になされた法第六十七条第一項の裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について同項の裁定を受けようとする場合にあっては、次に掲げるもののうち適切なもの）とする。

- 一 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であつて、法第六十七条第一項の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの
- 二 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体
- 三 文化庁長官

(日刊新聞紙への掲載に準ずる方法)

第三条 令第七条の五第一項第三号（令第十二条の二において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める方法は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて七日以上の期間継続して掲載することとする。